

「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定案） に対する意見募集の結果と札幌市の考え方について

「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定案）について、令和7年12月22日（月）から令和8年1月23日（金）までパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様から御意見を募集しました。

このたび、お寄せいただいた御意見の概要と札幌市の考え方をまとめましたので公表いたします。

なお、御意見は、その趣旨が変わらない程度に要約して示しておりますことを申し添えます。

市民の皆様からの貴重な御意見を参考にしながら、札幌市における感染症対策を推進してまいります。

令和8年3月 札幌市保健所感染症総合対策課

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

電話 011-622-5199 FAX 011-622-5168

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/koudoukeikakupabukome.html>

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月23日（金）まで（33日間）

(2) 意見提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メール

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎（2階市政刊行物コーナー）
- ・保健所（3階感染症総合対策課）
- ・各区役所（総務企画課広聴係）
- ・札幌市公式ホームページ

市政等資料番号 02-F06-25-2737

2 提出者数・件数

2名、13件

3 意見の概要と札幌市の考え方

意見の概要	札幌市の考え方
第1部 第2章 札幌市行動計画の策定と感染症危機対応	
新型コロナウイルス対策が5類になったが、コロナウイルスのことを忘れていないかと思う人が多いと感じる。	平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等について、市民等の理解を深めるため、普及啓発を行ってまいります。
第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
科学的知見の集積により、インフルエンザウイルスは存在せず、病原体でも無い事が確認済みである。	本計画の対象とする「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分がその免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがある感染症です。 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以降の「札幌市の考え方」の欄では「感染症法」と表記します。）に基づき、国がその該当性を判断することとなります。
第2部 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	
SNSで拡散をするデマなどに対して、どの情報が正しくて必要かを札幌市がまずすべきだ。	本計画に基づき、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、広報媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行うとともに、報道機関の協力を得ながら正しい情報を発信してまいります。
半強制的な同調圧力は、基本的な人権への侵害であり、許されない。	本計画に基づき、対策にあたっては、基本的人権を尊重し、差別・偏見の防止を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組んでまいります。

意見の概要	札幌市の考え方
第3部 第5章 水際対策	
<p>外国人だけがコロナウイルスを持ち込んだ訳ではない。鎖国のようなコロナウイルスを再現することは許されない。</p>	<p>海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や流行拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保するために、国による検疫措置が強化され、水際対策が行われることとなります。このため、札幌市は、偏見・差別や偽・誤情報への対応をしつつ、国と連携することにより水際対策を実施してまいります。</p>
第3部 第6章 まん延防止	
<p>換気、うがい、手洗い、人と人との間（距離を長くする）の姿勢をコロナ対策のためにもう一度強化すべきだ。</p>	<p>平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等について、市民等の理解を深めるため、普及啓発を行ってまいります。</p>
第3部 第7章 ワクチン	
<p>COVID-19「ワクチン」が引き起こした薬害で、国内だけでも400万人超えの接種後死亡者数が記録されている。札幌市でも、10万人近くの後遺症者数、20万人近くの後遺症患者がいるはずだ。</p>	<p>本計画は、今後の感染症危機発生に備えるための計画です。</p> <p>国は、ワクチン接種を実施する際には、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告されるワクチン接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行うこととしています。</p> <p>札幌市は、本計画に基づき、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう市民への情報の周知・共有に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナワクチンの副反応については、国の審議会において評価分析し、結果を公表しております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
第3部 第7章 ワクチン	
<p>コロナワクチン及び感染者のために以前のように無料でワクチン接種や治療を受けさせてほしい。</p>	<p>本計画は、今後の感染症危機発生に備えるための計画です。 今後、感染症危機が発生した際には、国において、予防接種法や感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用等を検討し、ワクチン接種や治療の費用負担の有無を決定します。札幌市は国の方針に基づき対応してまいります。</p>
<p>ワクチンは、有害な毒物を大勢の国民に、意図的に注射するための生物兵器である。</p>	<p>ワクチン接種で使用するワクチンの安全性・有効性については国が判断いたします。 国がワクチン接種を実施すると決定した際には、札幌市は、本計画に基づき、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう市民への情報の周知・共有に努めてまいります。</p>
第3部 第8章 医療	
<p>新型インフルエンザはただの風邪に過ぎないので、自宅療養で十分である。入院勧告・措置及び入院や宿泊療養は、必要ない。強制的な措置入院は、基本的な人権への侵害であり、憲法違反でもある。絶対に許されない。 病院の食事の減塩食は、自己免疫と身体の抵抗力を低下させる。その為に、院内感染で他の疾患を移され易い。自己免疫力を高める食事と栄養指導が欠けている。</p>	<p>本計画の対象とする「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分がその免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症です。 感染症のまん延を防止するため、感染症法に基づく入院勧告等の措置が必要になる場合があります。実施する場合には、本計画に基づき、患者に十分説明し、理解を得るよう努めてまいります。</p>
第3部 第11章 保健	
<p>新型インフルエンザはただの風邪に過ぎないので、自宅療養で十分である。入院勧告・措置及び入院や宿泊療養は、必要ない。強制的な措置入院は、基本的な人権への侵害であり、絶対に許されない。 病院の食事の減塩食は、自己免疫と身体の抵抗力を低下させる。その為に、院内感染で他の疾患を移され易い。</p>	<p>本計画の対象とする「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分がその免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症です。 感染症のまん延を防止するため、感染症法に基づく入院勧告等の措置が必要になる場合があります。実施する場合には、本計画に基づき、患者に十分説明し、理解を得るよう努めてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
第3部 第11章 保健	
<p>無症状の人は健常者である。インフルエンザ病原体は、その存在が証明されていない事は、厚生労働省、国立感染症研究所への開示請求で明らかで、「無症状病原体保有者」は矛盾した詭弁用語である。</p>	<p>本計画の対象とする「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症です。</p> <p>自覚症状がない場合であっても、病原体を保有している場合、周囲に感染が広がる可能性があるため、無症状病原体保有者も感染症のまん延防止の観点から感染症法の適用対象となります。</p>
第4部 第1章 札幌市における感染症危機管理体制	
<p>清潔な国といわれている日本が先駆けて次のコロナ対策を札幌市が模範として打ち出すべきだ。</p>	<p>本計画に基づき、国及び北海道と連携し、保健所設置市である札幌市は、感染症法に基づく措置の実施主体として流行拡大防止や医療提供体制の確保などの対策を実施するとともに、住民に最も近い行政単位である基礎自治体としてワクチンの接種や市民の生活支援等の役割をはたすことにより、市民の生命と健康を保護し、市民生活や社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう取り組んでまいります。</p>